仕　様　書

件　　名	リーフレット「大切なお知らせ」
名　　称	リーフレット「大切なお知らせ」をリーフレットＣという。
紙　　質	上質紙　Ａ判　35 ㎏ ※　グリーン購入法に適合するものであること。（入手が困難な場合を除く。）
用紙地色	白色
刷　　色	両面刷：表４色（墨、青、赤、黄）、裏４色（墨、青、赤、黄） ※　表裏フルカラー
サ イ ズ	Ａ３（縦 297mm×横 420mm）１枚　（仕上がり：Ａ４・４頁）
製　　本	冊子加工：中綴じなし（仕上げ寸法は 297mm×210mm（Ａ４・４頁））１頁の表題部分が外側に現れるように巻三つ折り。
梱　　包	１．50 部ごとに帯封。また、指定場所への納入時の印刷物の毀損・破損・汚損防止策として、200 部ごとにクラフト紙等で梱包すること。 ２．梱包した外側２側面及び上面に印刷物の名称、数量、製造年月、製造番号及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ３．使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること。（生産されていない場合は除く。） ４．折れ曲がりがあると作業に支障が生じることから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。
予定数量	別紙１のとおり
納　　期	別紙１のとおり
納入場所	別紙１のとおり
そ の 他	１．印刷 ①　印刷内容（案）は、別紙２を参考すること。 ②　正式な原稿は、契約締結後３営業日以内に電子媒体（又は紙媒体）で提供する（二次元バーコード作成のためのＵＲＬも原稿と共に提示する）。 ③　契約期間内において原稿の変更がありうる。なお、変更のある場合は、納期の２か月前までに下記校正担当から連絡する。 ④　発注数量の連絡は各納入期限の１ヵ月前までに行う。ただし、大幅に増減する場合については、1.5～２ヵ月前に連絡する。 ２．校正 校正は、初回納品時及び原稿変更時（３回程度）に行う。 ①　校正紙及びＰＤＦファイル（※テキストデータを識別できる PDF フ

	ァイル形式で日本年金機構が指定する電子媒体に保存しウイルスチェックを実施したもの）を別紙１に定める期日までに提出し、日本年金機構の合否の判断を受けること。なお、合格連絡の後に印刷を開始すること。 ② テキストデータを識別できるPDFファイル形式とは、ファイル内のデータを編集できる状態のことを言う。なお、確認方法は、PDFを「ＡｄｏｂｅＡｃｒｏｂａｔＲｅａｄｅｒ」等にて展開した時に「コントロールキー（Ｃｔｒｌ）」と「エー（Ａ）」を同時に押すと強調される。 ３．納品 ① 納品場所等の詳細は、契約締結後、別途連絡する。 ② 製品が完成次第、製品サンプルを50部及びそれぞれの版下データ（※テキストデータを識別できるPDFファイル形式で日本年金機構が指定する電子媒体に保存しウイルスチェックを実施したもの）を下記校正担当に納品すること。 ③ 納品前に、製品の棄損、破損及び汚損、印刷ずれや糊付け不備等がないことを十分に品質検査したうえで、指定場所へ納品すること。 ④ 指定場所への納入にあたっては、印刷物が棄損・破損・汚損することがないよう注意すること。 ⑤ 納品後５営業日以内に、下記校正担当へ納品した証明（納品書・受領書等）の写しを提出すること（納品日ごとに証明を作成すること）。 ４．その他 ① 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属する。 ② 受託業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により当該業務主体的部分を除く一部について再委託する場合、受託事業者は、別紙１に定める期日までに機構に提出のうえ書面による承認を得なければならない。なお、本業務において、主体的部分を除く一部とは搬送業務等に限る。 ③ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ④ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ⑤ 仕様書等に疑義がある場合は、質問書（任意様式）を作成のうえ、下記校正担当に別紙１に定める期日までに提出すること。質問書をFAXにて提出する場合は、電話により到着確認を行うこと。 ⑥ 質問書に対する回答は、仕様書等を受領したすべての者に対し、別紙１に定める期日までに機構HPへ掲載する。
校正担当	〒168-8505　東京都杉並区高井戸西３丁目５番24号 日本年金機構　特定事業部　特定事業管理Ｇ 担当：森、芝、大塚 連絡先：03-6861-8141

別紙1

リーフレット「大切なお知らせ」		
日 本 年 金 機 構	受 託 事 業 者	期限等（予定）
回答作成 ←	仕様書に係る質問	5月12日
機構HPでの回答掲載 →	機構HPの確認	5月20日
契 約 締 結		7月1日
印刷原稿の引渡 →	印刷原稿の作成	7月1日
受領／確認 ←	印刷原稿の提出	7月7日
印刷原稿の合格連絡 →	確認	7月22日
受領／確認 ←	再委託承認申請書の提出	7月22日
受領／確認 ←	納品1回目	7月31日
受領／確認 ←	納品2回目	8月25日
受領／確認 ←	納品3回目	10月3日
受領／確認 ←	納品4回目	1月27日

納入場所及び予定数量		
納品回数	納品場所	予定数量
1回目	日本年金機構本部（高井戸） （日本年金機構本部各部署用）	5,000部
2回目	首都圏近郊1～5ヶ所 （年次分扶養親族等申告書作成業者用） ※　日時、場所については申告書作成業者との調整による	5,250,000部
3回目	首都圏近郊1ヶ所 （月次分扶養親族等申告書作成業者用） ※　日時、場所については申告書作成業者との調整による	189,000部
4回目	首都圏近郊1ヶ所 （再勧奨用） ※　日時、場所については申告書作成業者との調整による	211,000部

○申告書作成業者の申出により、納入場所を首都圏近郊以外とする場合については、首都圏から申告書作成業者が指定する納入場所までの費用は、申告書作成業者が負担する。
○発注数量の連絡は特定事業部特定事業管理Gから納入期限の1ヵ月前までに行う。なお、各予定数量は増減すること（0を含む。）がある。
○原稿の変更がある場合は特定事業部特定事業管理Gから納入期限の2ヵ月前までに行う。
○上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。
○上記以外に納品を求める場合（3回程度）があるが、その場合は納入枚数及び納品日について協議を行う。

大切なお知らせ　案

別紙2
リーフレットC

令和8年分の扶養親族等申告書の提出をお願いします。

●日本年金機構からお支払いする老齢年金(※)からは、所得税が源泉徴収されます。控除対象となる配偶者や扶養親族がいる等一定の条件に該当する方は、所得控除が受けられます。
※65歳以上の場合は年間158万円以上、65歳未満は年間108万円以上の年金額の方に限ります。

●老齢年金において、**所得控除を受けるためには、毎年、扶養親族等申告書**(以下「申告書」と言います。)を日本年金機構へ提出することが必要です。

●受給している老齢年金が源泉徴収の対象となる方には、毎年、日本年金機構から申告書のお知らせを書面やメールでお送りしています。

●**申告書の提出が必要かどうか、下記のフロー図でご確認ください。**

(1)ご本人が障害者または寡婦・ひとり親(※1)に該当しますか？
→ 該当する → **提出が必要**

該当しない ↓

(2)所得控除の対象となる配偶者または扶養親族(※2)がいますか？
→ いる → **提出が必要**

いない ↓

(3)扶養している配偶者または扶養親族に退職手当を受ける見込みの方(※3)がいますか？
→ いる → **提出が必要**

いない ↓

提出が不要(※4)
前年に申告書を提出している場合でも、提出は不要です。
同封の「作成と提出の手引き」をご覧いただく必要はありません。

提出が必要
提出することで、受給されている老齢年金から徴収される**所得税や翌年の個人住民税で該当する控除**が受けられます。
同封の「作成と提出の手引き」をご覧いただき、申告書をご提出ください
※前年申告からの変更がない場合も、該当する控除を受けるには、毎年提出が必要です。

提出は電子申請を利用ください
※電子申請が可能な方には電子申請の案内を同封しています。

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、3ページをご覧ください。
※2：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。
※3：**退職所得を除いた年間所得見積額**が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。
※4：提出不要の方も、提出が必要な方と同様に、基礎控除は受けることができ、所得税の税率は5.105%です。

税制改正により控除対象となる範囲が拡大しました。
改正内容は２ページをご覧ください。

日本年金機構 Japan Pension Service

令和8年分の税制改正の内容

1.「控除対象となる配偶者」の要件

受給者本人と生計を一にする配偶者(法律婚に限る)で、年間所得の見積額が以下に該当する方が対象です。
配偶者の収入が「年金のみで65歳以上の場合158万円以下、または65歳未満の場合108万円以下の年金額」の場合は配偶者の所得は「48万円以下」に該当します。

＜配偶者控除等（源泉徴収時）の要件＞

		配偶者所得		
		48万円以下	**48万円**超～**95万円**以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 （※１）	
	900万円超	障害者控除 （※２）	控除対象外 （※３）	

※１：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
※２：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象外です。
※３：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者(特別)控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

2.「控除対象となる扶養親族」の要件

受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象です。48万円を超える場合は所得控除の対象外です。16歳未満の扶養親族は所得控除の対象外ですが、障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。

3.「特定扶養親族」(19歳～22歳の扶養親族)の要件

その他の用語等の説明(概要)

●「普通障害者」・「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます(障害年金の等級とは一致しません)。代表的な例は次のとおりです。その他については電子申請の入力画面から『日本年金機構ホームページ』をご覧いただくか、年金事務所または税務署にお尋ねください。

障害の内容	1.普通障害者	2.特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が１級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が３級から６級の方	障害の程度が１級または２級の方

●「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、右図の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係(※3)	控除の区分
500万円以下(※1)	男性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子(※2)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1:500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※2:他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、**退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。**地方税の控除に該当する場合は「退職所得を除くと要件に該当する」にチェックしてください。

※3:住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。**複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算し、その金額を合計した額が所得金額となります。**公的年金、給与以外の所得の計算方法等、詳しくは国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1.収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額(A)」−「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。「公的年金等控除額」は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

●収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超　410万円以下	(A)×25% ＋　27万5千円
65歳未満(昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超　410万円以下	(A)×25% ＋　27万5千円

●公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります(年金額が410万円を超える場合や、公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の計算式は『日本年金機構ホームページ』等をご確認ください)。

2.収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額(B)」−「給与所得控除額」−「所得金額調整控除額」=「給与所得の金額」

(1)給与所得控除額　給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額	給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	360万円超　660万円以下	(B)×20% ＋　44万円
162万5千円超　180万円以下	(B)×40% −　10万円	660万円超　850万円以下	(B)×10% ＋　110万円
180万円超　360万円以下	(B)×30% ＋　8万円	850万円超	195万円

(2)所得金額調整控除額　下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除額」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額　＝　**年金所得額(※)＋給与所得控除後の給与等の額(※)−10万円**

※10万円を超える場合は10万円

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

・本人が特別障害者に該当する。

・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。

・23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額　＝　**(給与の収入金額(※)−　850万円)　×　10%**　※1,000万円を超える場合は1,000万円

国外にお住まい(非居住者)の扶養親族等がいる場合

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を控除対象として申告する場合、一定の要件があり、『親族関係書類』(※)を添付して提出することが必要です(電子申請は利用できません)。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。
なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります)

お問い合わせ先

1.一般的なご照会や、電子申請でエラーが発生したときは『扶養親族等申告書相談チャット』へ

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせや、電子申請でエラーとなった時の対応方法等のお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、上記の二次元コードより是非ご利用ください。

二次元コード

https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html

2.詳しくは『日本年金機構ホームページ』へ

日本年金機構ホームページには、提出方法の説明動画、扶養親族等申告書の提出方法の詳細や、年間所得の計算方法等を掲載しています。また、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

二次元コード

日本年金機構ホームページ等で解決できないご照会はお電話でも承ります。

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』

０５７０-０８１-２４０(ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号、個人番号がわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話等ナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は　(東京)**０３**−６８３７−９９３２

受付時間:月曜日※1　8:30～19:00
火～金曜日　8:30～17:15
第2土曜日※2　9:30～16:00

※1　月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日初日に19:00まで受け付けます。

※2　第2土曜日以外の土・日、祝日・12/29～1/3はご利用いただけません。

・「ナビダイヤル」は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。
携帯電話等、一般固定電話以外からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料定額プランの対象外です。

・「03-6837-9932」におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けたりして間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。